

# 厚生労働省の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

## 食事療養標準負担額

		標準負担額(1食当たり)	
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
●一般(課税世帯)		490円	510円
●指定難病患者等		280円	300円
●低所得者Ⅱ ※1	1年間の入院日数が90日目以内	230円	240円
	1年間の入院日数が90日目超	180円	190円
●低所得者Ⅰ ※2		110円	110円

## 入院時生活療養費 ・ 生活療養標準負担額

※ 入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の方を対象とし、食費・光熱費について下記の標準負担額(1食当たりの食費+1日当たりの居住費)が患者負担となります。

療養病床に入院する65歳以上の患者 入院時生活療養(Ⅰ)		標準負担額		
		食費(1食)		居住費(1日)
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降	変更なし
●一般(課税世帯)(医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) ※3		490円	510円	370円
●指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		280円	300円	0円
●低所得者Ⅱ(医療区分Ⅰ)		230円	240円	370円
●低所得者Ⅱ(医療区分Ⅱ・Ⅲ)	90日以下	230円	240円	370円
	90日超	180円	190円	
●低所得者Ⅱ(指定難病患者)	90日以下	230円	240円	0円
	90日超	180円	190円	
●低所得者Ⅰ(医療区分Ⅰ)		140円	140円	370円
●低所得者Ⅰ(医療区分Ⅱ・Ⅲ)		110円	110円	370円
●低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110円	110円	0円

※1 低所得者Ⅱは住民税非課税世帯。

※2 低所得者Ⅰは住民税非課税であり、各所得も全てない世帯となります。

※3 医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性の高い方になります。医療区分Ⅰはそれ以外の方になります。

なお、入院時食事療養費および生活療養費の標準負担額は、高額療養費の対象とはなりません。